

凡例 ①：代表者／所在地（令和7年2月時点）

別紙

②：営業停止期間 ③：法令根拠 ④：処分理由

条文はすべて建設業法

1 株式会社 圏央（東京都知事（般特－6）第128136号）

①	小田嶋 善和 / 東京都中野区東中野一丁目45番5号
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年4月24日（木曜日）（7日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	株式会社圏央は、東京都内の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図の作成について、事実と異なる作業員名簿を作成し、発注者に提出した。 また、施工期間中に施工体制を変更したにもかかわらず、長期間、変更した施工体制台帳及び施工体系図の提出を行わなかった。 これらのことが、第28条第3項に該当する。

2 水元設備 株式会社（東京都知事（特－3）第28180号）

①	酒井 滋 / 東京都世田谷区千歳台五丁目14番14号
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年4月24日（木曜日）（7日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	水元設備株式会社は、東京都内の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 このことが、第28条第3項に該当する。

3 誠進工業 株式会社（東京都知事（般特－6）第116631号）

①	鈴木 誠 / 東京都葛飾区南水元二丁目26番10号
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年4月24日（木曜日）（7日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	誠進工業株式会社は、東京都内の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 このことが、第28条第3項に該当する。

4 有限会社 猿渡設備工業所（東京都知事（般特－4）第49375号）

①	猿渡 順一 / 東京都世田谷区岡本一丁目32番3号
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年5月9日（金曜日）（22日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	有限会社猿渡設備工業所は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。 また、同工事における、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 これらのことが、第28条第3項に該当する。

5 株式会社 大達土木（東京都知事（特－４）第 118193 号）

①	藤井 正裕 / 東京都江戸川区西篠崎二丁目 24 番 11 号
②	令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）～令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）（25 日間）
③	第 28 条第 3 項（第 1 項第 2 号該当）
④	株式会社大達土木は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、第24条の 7 第 1 項及び第 2 項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。 また、別の東京都内の複数の公共工事において、第24条の 8 第 1 項及び第 4 項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 さらに、別の東京都内の公共工事において、第24条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。 これらのことが、第28条第 3 項に該当する。

6 大曽根工業 株式会社（東京都知事（特－４）第 87479 号）

①	大曽根 隆 / 東京都世田谷区梅丘一丁目 15 番 11 号
②	令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）～令和 7 年 5 月 19 日（月曜日）（32 日間）
③	第 28 条第 3 項（第 1 項第 2 号及び第 4 号該当）
④	大曽根工業株式会社は、東京都内の複数の公共工事において、第22条第 1 項に違反して、自らが請け負った工事を一括して下請業者に請け負わせた。 また、別の東京都内の複数の公共工事において、第24条の 8 第 1 項及び第 4 項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 これらのことが、第28条第 3 項に該当する。

7 株式会社 三雄（東京都知事（特－４）第 146804 号）

①	山崎 睦雄 / 東京都世田谷区南烏山五丁目 18 番 13 号
②	令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）～令和 7 年 5 月 31 日（土曜日）（44 日間）
③	第 28 条第 3 項（第 1 項第 2 号及び第 4 号該当）
④	株式会社三雄は、東京都内の複数の公共工事において、第22条第 2 項の規定に違反して、他の建設業者から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。 また、別の東京都内の複数の公共工事において、第26条第 1 項の規定に違反して、主任技術者を配置しなかった。 これらのことが、第28条第 3 項に該当する。